

## 知立市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地場産業の振興に寄与するために、知立市ふるさと応援寄附金における返礼品を新たに開発する事業者に対して、予算の範囲内において交付する知立市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 知立市ふるさと応援寄附金制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）

第2条第5号に規定する事業者をいう。

(2) 返礼品 実施要綱第2条第4号に規定する返礼品をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を補助の対象とする他の補助金又は助成金の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

(2) 本社若しくは本店、支社若しくは支店又は事業所若しくは工場が知立市にある法人その他の団体又は個人事業者であること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係がないこと。

## (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付については、一の補助対象者当たり各事業につき1回を限度とする。

## (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 見積書その他の補助対象経費の金額がわかるもの
  - (3) 返礼品として登録することに係る誓約書（様式第2）
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、知立市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費補助金交付決定通知書（様式第3）を申請者に送付するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から30日以内に知立市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費補助金実績報告書（様式第4。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 完成写真
- (3) 領収書その他事業に要した経費が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第8条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者の請求により補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度
返礼品を新たに開発する事業（補助対象経費の合計額が10万円以上のものに限るものと	研究開発、試作品作成、梱包材作成、チラシ作成その他の返礼品の開発に必要な経費と市長が認めたもの。（人件費等は除く。）	2分の1	50万円

（備考）

補助金は、返礼品の開発に必要な経費のみを補助の対象とし、既存の返礼品の改良に必要となる経費は補助の対象外とする。